

# 十和田市 中心市街地活性化基本計画

平成31(2019)年4月  
〔平成31年3月18日認定  
令和3年8月6日変更〕

青森県十和田市



# 十和田市中心市街地活性化基本計画

## 目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 十和田市の概況	1
(1) 位置・地勢等	1
(2) 都市の現状	3
[2] これまでの中心市街地活性化の取組	13
(1) 中心市街地の概要	13
(2) これまでの中心市街地活性化の取組	14
(3) 第1期中心市街地活性化基本計画の検証	16
[3] 中心市街地の現状	31
(1) 既存ストックの状況	31
(2) 統計データ等に基づく現状把握	34
(3) 市民ニーズ等の分析	44
[4] 中心市街地活性化に向けた課題	48
[5] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	49
(1) 中心市街地活性化の基本理念	49
(2) 中心市街地活性化の方針	49
2. 中心市街地の位置及び区域	51
[1] 位置	51
[2] 区域	51
(1) 区域設定の考え方	51
(2) 第1期基本計画からの変更点とその理由	52
[3] 中心市街地適合要件に適合していることの説明	53
3. 中心市街地の活性化の目標	59
[1] 中心市街地活性化の目標	59
[2] 計画期間の考え方	60
[3] 目標達成状況を把握するための指標設定の考え方	60
[4] 数値目標の設定	61
(1) 歩行者・自転車通行量	61
(2) 社会増減数	64
(3) 空き地・空き店舗数	66
[5] フォローアップの時期及び方法	68
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	69
[1] 市街地の整備改善の必要性	69
(1) 現状分析	69
(2) 市街地の整備改善の必要性	70
(3) フォローアップの考え方	70
[2] 具体的事業の内容	71
(1) 法に定める特別の措置に関する事業	71
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業	71

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	71
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	71
(4) 国の支援策がないその他の事業	72
<b>5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項</b>	<b>73</b>
[1] 都市福利施設の整備の必要性	73
(1) 現状分析	73
(2) 都市福利施設の整備の必要性	74
(3) フォローアップの考え方	74
[2] 具体的事業の内容	75
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	75
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	75
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	75
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	75
(4) 国の支援策がないその他の事業	76
<b>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業 その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒に して行う居住環境の向上のための事業等に関する事項</b>	<b>77</b>
[1] 街なか居住の推進の必要性	77
(1) 現状分析	77
(2) 街なか居住の推進の必要性	77
(3) フォローアップの考え方	78
[2] 具体的事業の内容	79
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	79
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	79
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	80
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	81
(4) 国の支援策がないその他の事業	83
<b>7. 中小専門商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間 中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のた めの事業及び措置に関する事項</b>	<b>84</b>
[1] 経済活力の向上の必要性	84
(1) 現状分析	84
(2) 経済活力の向上の必要性	85
(3) フォローアップの考え方	85
[2] 具体的事業の内容等	86
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	86
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	86
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	87
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	87
(4) 国の支援策がないその他の事業	90

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事 業に関する事項	91
[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要 性	91
(1) 公共交通機関の現状	91
(2) 公共交通機関の利便性増進の必要性	92
(3) フォローアップの考え方	92
[2] 具体的事業の内容	93
(1) 法に定める特別の措置に関する事業	93
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業	93
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措 置に関する事業	93
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業	93
(4) 国の支援策がないその他の事業	94
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施個所	95
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的の推 進に関する事項	96
[1] 市の推進体制の整備等	96
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	101
(1) 中心市街地活性化協議会の設置状況等	101
(2) 第2期十和田市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書 .....	109
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	112
(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施	112
(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整	112
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措 置に関する事項	114
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	114
[2] 都市計画手法の活用	115
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	116
[4] 都市機能の集積のための事業等	118
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	119
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	119
[2] 都市計画等との調和等	121
[3] その他の事項	123
12. 認定基準に適合していることの説明	125

